

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人滝川学園
② 設置大学名称	名古屋文理大学
③ 担当部署	法人事務局総務・企画課
④ 問合せ先	0587-23-2400 soumu@nagoya-bunri.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 11 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 30 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.nagoya-bunri.ac.jp/about/information/
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	立学の精神およびそれに基づいた教育目的を Web サイトや大学案内等各種印刷物に掲載して明示し、学内外に周知している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	3つのポリシーと教学マネジメントポリシー・アセスメントポリシーを Web サイトや学生便覧・学生募集要項に掲載して、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を学内外に明示している。また、各種委員会における検証ならびに自己点検・評価委員会主導の FD・SD 活動を通じて、目標とする人材の育成に努めている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は規程等に基づき的確な人材が選任されており、立学の精神および教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。学長の補佐体制として 2 名の副学長を配置している。教授会は、関連規程に従い、学長が決定を行うに当たり意見を述べている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	関連規程を整備し、大学設置基準を満たす教員組織と研究活動の遂行に必要な職員を配置している。また、教授会や各種委員会に教員と職員が参画するなど教職協働体制を構築している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	全専任教職員が参加する FD・SD を夏期に定期開催し、多様なテーマによる研修をおこなっている。また、教育の質向上に資する FD を冬期に開催し、教職員の資質向上に取り組んでいる。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	5 年間の中期的な計画（以下、BSP-15 という）を策定し学内周知している。BSP-15 は、認証評価機関の評価結果および教学・人事・施設・財務等に関する事項をふまえた内容となっている。この BSP-15 を基にして、年次の具体的事業計画を策定し、執行している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	BSP-15 は、各部署・委員会等の点検結果を自己点検評価委員会にて集約し、進捗状況をチェックしている。

	進捗状況の確認の際には、自己点検評価委員会メンバーとなる役員、部長職等から意見を集約しており、理事会に報告するとともに、Web サイトで公開している。
--	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会人を対象とした特別入試や履修証明プログラム、公開講座等を実施し、リカレント教育の充実に努めている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会連携・地域連携の組織として地域連携センターを設置し、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。また、公開講座、オープンカレッジの実施やゼミナール、ボランティア活動の単位認定など、教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な学生を受け入れるため、特別入試（社会人・外国人・帰国生徒）の実施やバリアフリー化に努めている。また、障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）を定め、組織的に障がいのある学生の就学支援をおこなっている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現および女性活躍の観点から、理事、評議員ならびに教員組織と事務組織それぞれの管理者に女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任機関は評議員会であり、役員等候補者選出委員会を経て選任する。寄附行為に定める人数である 6 人の理事を置き、学長など理事となる者は適切に選任され、外部理事を 2 人選任している。他の理事、監事、評議員との配偶者または 3 親等以内の親族等（以下、近親者という）の人数の制限についても適切である。理事の解任は、寄附行為に従い評議員会が行う。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行

確保及び評議員会との協働体制の確立	を監督している。理事会は、理事長が招集し、欠席理事については、議題ごとの意思表示を行う議決権行使書を得るなど適切に運営している。理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、学長や事務局長を理事に任じている。理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。また、寄附行為において、理事長および監事は評議員会に出席し必要な説明をおこなうことと定め、適切な学校法人運営に向けた協働体制を構築している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省主催の学校法人の運営等に関する協議会資料の送付や FD・SD 等への参加要請など、理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任機関は評議員会であり、役員等候補者選出委員会を経て選任する。寄附行為に定める人数である 2 人の監事を置いている。監事は、当該学校法人の理事、評議員または職員を兼職しておらず、他の監事または評議員との近親者の人数の制限についても適切である。 会計監査人の選任機関は評議員会であり、監事の議案決定を経て選任する。 監事および会計監査人の解任は、寄附行為に従い評議員会が行う。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程を整備のうえ、法人の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行を監査対象として、監査計画に基づいた監査を実施している。監事は、会計監査人と適宜情報交換の機会を設けるとともに、監査室に対して内部監査結果の報告を求め、効率的な監査の実施に努めている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省主催の学校法人の運営等に関する協議会資料の送付や FD・SD 等への参加要請など、監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合について	評議員の選任機関は評議員会であり、役員等候補者選出委員会を経て選任する。寄附行為に定める理事の実

の考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	数を超える数である7名を置き、法人の職員のうちから選任した者、法人の設置する学校の卒業者で年齢 25 年以上のもののうちから選任した者、学識経験者のうちから選任した者を適切に選任している。理事、監事、他の評議員との近親者の人数の制限についても適切である。 評議員の解任は、寄附行為に従い評議員会が行う。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行状況について意見を述べ、もしくは諮問に答え、または役員から報告を聴取している。評議員は、理事会における議題・議案等の決議を経て、理事長が招集する。欠席評議員については、議題ごとの意思表示を行う議決権行使書を得るなど適切に運営している。寄附行為において、理事長および監事は評議員会に出席し必要な説明をおこなうことと定め、適切な学校法人運営に向けた協働体制を構築している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	文部科学省主催の学校法人の運営等に関する協議会資料の送付や FD・SD 等への参加要請など、評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	内部統制システム整備の基本方針に則り、リスク管理に関する体制整備の一環としてリスク管理規程を策定している。このリスク管理規程に基づき危機管理基本マニュアルを整備し、危機管理に関する共通の方針や体制等のフレームワークを定めたうえで、地震・防犯・事故に関する個別対応マニュアルを策定している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しており、各種会議や学内での規程掲示等を通して、教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。公益通報窓口は総務・企画課に設置し、Web サイトで明示することにより、通報者の保護を図るための体制を整備している。その他ハラスメント等の防止対策についても、関連規程の整備、研修の実施や相談窓口を設置するなど体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開方針に基づき、学校教育法施行規則で定める教育研究活動等の状況、教育職員免許法施行規則で定める教員の養成の状況および私立学校法で定める寄附行為・計算書類等・監査報告・財産目録等（以下、寄附行為等という）を Web サイトで情報公開している。その他、中期的な計画（BSP-15）や設置認可申請書・設置届出書等も公開しており、ステークホルダーからの理解と信頼を得るべく努めている。また、事務所にて私立学校法に基づき、寄附行為等を閲覧に供すべく備置している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーの情報閲覧を容易にするため、Web サイトのトップページに情報公開メニューを整備している。また、計算書類についてステークホルダーの理解促進のため、事業報告書にその概要を要約するとともに、決算値について経年的にグラフ化し、財務推移をみることができるよう工夫している。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明